

案件概要表

1. 案件名

国名：セントビンセント及びグレナディーン諸島（以下、「セントビンセント」）、
セントクリストファー・ネイビス（以下、「セントキッツ」）、
アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ

案件名：和名 漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト

英名 The Project for Strengthening Sustainable Use and Management of Coastal Fisheries Resource in the CARICOM Countries

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東カリブ小島嶼国では伝統的に漁業が盛んであり、沿岸（サンゴ礁）海域ではコンク貝、ロブスター、リーフフィッシュ等が、沖合海域ではカツオ・マグロ等の回遊魚が漁獲されている。現在でも観光業と農業に次ぐ就業率を占めており¹、地元住民の食料（動物たんぱく）としてだけでなく、魚介類を提供するレストラン、ホテルや観光客向けのスポーツフィッシング等の関連する経済活動も多い。

しかし現在、当国々の沿岸（サンゴ礁）では、過剰な漁獲・採取等による水産資源の減少が原因となり、生態系の劣化という問題に直面している。そこで、水産資源調査、海洋保護区（Marine Protected Area : MPA、以下、「MPA」という。）の管理、漁業の規制、違反取締、資源増殖活動等の資源保全管理対策が求められているが、小島嶼国の水産行政には人的及び資金的リソースが不足しており、その実施が困難な状況である。

これら島嶼国では、かかる制約を緩和する方策として、漁民が行政の役割を代替・補完する「漁民と行政による共同管理（コマネジメント）」と、国境を越えて回遊する水産資源を関係国が連携して管理する「域内協力」が有効と認識されている。JICA はこれまで、漁業管理の面において「コマネジメント」の優良事例を「域内協力」で形成すべく、「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト : CARIFICO²（2013年～2018年）」を実施してきた。これはカリブ共同体³（Caribbean Community : CARICOM）の水産部門であるカリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism : CRFM）と連携し、6カ国（セントビンセント、セントキッツ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）を対象とした広域技術協力プロジェクトであり、沖合海域の浮魚礁⁴（FAD）漁業でコマネジメント（漁業規則、漁獲統計、漁業ライセンス）が実施可能かつ有効であることを実証した。上記に基づくコマネジメント推進に係る提言は2018年5月のCARICOM漁業大臣会合

¹ アンティグア・バーブーダ、セントキッツ、グレナダでは20%を超えている（CRFM STATISTICS AND INFORMATION REPORT FOR 2012）。

² Caribbean Fisheries Co-management Project

³ カリブ域内の14か国1地域が加盟し、域内の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、共通のサービス事業実施、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行っている。

⁴ 浮力体を付した人工物を海の表層または中層に設置して形成した人工魚礁

で採択されている。

そこで、沿岸（サンゴ礁）生態系の保全あっても、同海域の漁業（潜水漁業、かご漁業）にこのコマネジメントアプローチを適用し、上記対策を推進していくことが求められている。また、我が国には沿岸海域において人と自然が共生しながら豊かで多様な生態系と自然環境を保全していく“里海⁵”という概念が存在するが、その共有も期待されている。

かかる状況を踏まえ、上記カリブ6カ国（セントビンセントが代表）とCRFMは、沿岸（サンゴ礁）海域での水産資源の保管理を強化するために、CARIFICO プロジェクトの成果及び知見であるコマネジメントアプローチ及び我が国の“里海”概念を活用した技術協力を我が国に要請した。

（2）水産セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

開発協力量針は、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等特有の脆弱性を抱える国々に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていくことを定めており、カリブ諸国はこれに該当する。特に CARICOM 加盟諸国に対しては、2014 年 11 月に第 4 回日・CARICOM 外相会合にて採択された日・CARICOM 共同閣僚声明に基づき、第一の柱「小島嶼開発途上国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」に沿って、日本の技術や知見を活かした協力を展開することとしている。

水産セクターは、こうしたカリブ諸国において、主に経済的な脆弱性に対する対応として、収入の多角化の側面からの貢献が期待されると共に、国民の食料安全保障、雇用機会の創出といった効果も期待されている。加えて、本事業は JICA が展開している「水産業・漁村コミュニティ開発支援プログラム」の下に位置付けられる。

本事業は、対象 6 カ国において沿岸水産資源のコマネジメント推進のための行政能力の強化と漁民組織の育成・強化を行い、水産資源の持続的な利用方法の導入を通じ、漁獲量を維持し中長期的な住民の生計向上に貢献し得るものであり、JICA の協力量針と合致し SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及び SDGs ゴール 14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」の達成に資するものである。JICA は 1990 年代から無償資金協力により水産関連施設の整備を行ってきており、2013 年から 2018 年まで、同施設も活用しつつ、「カリブ地域行政と漁民の共同による漁業管理プロジェクト」を実施し、持続可能な漁業のための「行政と漁民の共同管理アプローチ」を形成した。本案件は、同アプローチを活用して沿岸生態系の保全に取り組むものである。

（3）他の援助機関の対応

EU や世銀等の援助機関も気候変動適応、海洋生態系保全と生計向上等を目的として、サンゴ礁保全、水産資源管理、零細（小規模）漁業振興及び水産物輸出推進等の支援を実施しているが、海洋生態系保全や水産資源管理に関してはドナー中心の原生自然の保護活動の傾向が強い。そこで本プロジェクトでは漁民も巻き込んだコマネジメントの考え方や、我が国の「里海」の概念である人の

⁵ 人を排除して原生自然を保護する傾向のある欧米型の環境保全・資源管理に対して、人が密接に関わる環境保全・資源管理の概念

生産活動と自然との共生を目指した沿岸資源管理の優良事例の形成に取り組むことで、他の援助機関の活動を補完することが期待される。なお、隣接する小島嶼国を対象とするため、現地の地域国際機関、NGO、FAO 地域事務所等と連携した域内協力の枠組みを活用したプロジェクトが主流となっている。

- ・Global Environment Facility・UNDP 「UNDP/GEF CLME+ Project(2015年-2020年)」
カリブ海及びブラジル北方の海域における過剰漁獲、水質汚染、生態系劣化、気候変動等の課題に取り組む。
- ・EU 「Biodiversity and Protected Areas Management (BIOPAMA) Programme(第2フェーズ:2017年-2023年)」
African, Caribbean, and Pacific Group of States (ACP)の枠組みを通じてMPAに関する情報収集整理、調査ツールの提供、管理計画作成支援、能力向上(CD)などを実施。
- ・The Nature Conservancy 「Caribbean Challenge Initiative」
域内の海洋保護区域の増加を目的とした。

3. 事業概要

(1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、東カリブ小島嶼国 6 カ国及びカリブ地域において、我が国の“里海”概念を活用し、行政能力や漁民組織を強化・育成することにより、沿岸生態系の保全に係る沿岸水産資源のコマネジメントの具体的事例の形成を図り、地域内への沿岸水産資源のコマネジメント手法の共有と沿岸生態系の保全の推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：

セントビンセント、セントキッツ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダの沿岸 (サンゴ礁) 海域

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

1) 直接受益者

- ・対象6カ国の水産局員
- ・各国におけるパイロットサイト(1か所)の漁民組織(各国30-40名、計180-240名)
- ・各国におけるパイロットサイト(1か所)の漁民家族・住民(各国120-160名、計720-960名)

2) 最終受益者

- ・他のCRFM加盟国の水産局員
- ・パイロットサイト以外の漁民組織
- ・パイロットサイトの漁民家族・住民

(4) 総事業費 (日本側)

4.3 億円

(5) 事業実施期間

2020年3月～2024年2月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：対象国6カ国の関係省庁傘下の水産局

協力機関（パートナー）：CRFM事務局⁶

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

①人員（合計約73MM）

- ・総括／沿岸水産資源管理
- ・沿岸生態系保全／漁場整備
- ・バリューチェーン開発／生計向上
- ・業務調整／漁民組織強化

②機材供与

- ・漁場整備用機材（人工魚礁等）
- ・生態系調査用機材（潜水用機材等）
- ・加工流通用機材
- ・データ分析等に必要な機材

③研修員受入

各国水産局員（1名ずつ）を以下の課題別研修へ上乘せすることで研修を実施する。
（課題別研修）

- ・「島嶼国における水産業多様化と資源の持続的利用」
- ・「食料安全保障と貧困撲滅のための持続可能な小規模漁業」

④その他：現地活動経費

2) カリブ諸国6カ国側

①カウンターパートの配置

②案件実施のためのサービスや施設（執務室等）、現地経費の負担

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 実施中の無償資金協力案件は以下のとおりであり、対象の水産施設はドミニカ国の沿岸水産資源保全管理の司令塔の役割が期待されている。

⁶ CRFM はカリブ共同体(CARICOM)の水産部局であり、同機関が当該地域で果たしている役割の中で本プロジェクトの実施にあたって以下のような協力が得られる。

- ・対象国6カ国の政府間の水産セクターにおける意見の調整や情報の共有
- ・CRFM や CARICOM が開催する会議（カリブ漁業大臣会合など）におけるプロジェクト成果の共有

なお、一方でCRFM事務局は、ローカルコンサルタントとして、当該地域における調査の実施や地域会議の企画運営などのサービス業務も実施している。

- ・ドミニカ国「ロゾー及びマリゴットにおける水産の建物及び機材整備計画」 2019年度

2) 他援助機関等の援助活動

- ・EU「Biodiversity and Protected Areas Management (BIOPAMA) Programme (第2フェーズ: 2017年-2023年)」の成果であるMPAに関する情報収集整理、調査ツールの提供、管理計画作成支援、能力向上(CD)、は本案件でも活用可能。
- ・The Nature Conservancy「Caribbean Challenge Initiative」が設定するMarine Managed Area(MMA)に関する連携が期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境や社会への望ましくない影響は最小限あるいはほとんどないと判断されるため。

2) 横断的事項: 特になし。3) ジェンダー分類: 「GI(S)ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

漁業においては、特に水産物加工・流通などにおいて女性が担う役割は大きい。本案件で普及する漁業資源保全アプローチにおいては、漁獲量を制限する代わりにの代替生計手段として女性を対象とした技術指導を行う他、漁民組織や、研修における参加者のジェンダーバランスへ留意するなどのジェンダー視点に立った取り組みを行う。

(10) その他特記事項: 特になし。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

パイロット活動にて形成された沿岸水産資源の共同管理アプローチが対象国全域及びカリブ諸国に普及する。

指標及び目標値: 沿岸水産資源の共同管理アプローチを導入した地域/コミュニティが増加する。

2) プロジェクト目標

パイロット活動を通じ、沿岸水産資源の共同管理アプローチの具体的な事例が各対象国で形成される。

指標及び目標値: パイロットサイト6か所(各国1か所)の地域/コミュニティの沿岸全域がMMAまたはMPAとして指定される。

3) 成果

成果 1. コマネジメント推進のための行政の能力が強化される

成果 2. コマネジメント推進のための漁民組織が育成・強化される

指標：1-1 沿岸共同管理に係るデータ管理、計画、技術的及び法整備などの活動が、政府により行われる。

2-1 沿岸共同管理の計画が正式に漁民組織において採用される。

2-2 沿岸共同管理に係るルールを順守する漁民数の割合が増加する。

2-3 漁民の生計向上に係る活動内容が多様化する。

4) 活動

1.1 水産局職員に対して MPA/MMA 管理に係るトレーニングを実施する。

1.2 データ収集及び管理システムを開発し、定期的にデータ収集を行う。

1.3 サンゴ礁の生態状況を調査する。

1.4 漁民組織による漁業管理計画の策定をフォローする。

1.5 漁民組織とともに人工漁礁を設計、生産及び設置する。

1.6 漁民がポストハーベストハンドリング手法を開発するのを支援する。

1.7 漁民が高付加価値製品の商品を開発するのを支援する。

1.8 漁師がマーケティング戦略を開発するのを支援する。

1.9 年2回プロジェクトの進捗状況をモニタリングする。

1.10 ウェブサイトやニュースレターを通じプロジェクトの広報活動を行う。

1.11 優良事例を書類としてまとめ普及する。

1.12 セミナーを通じ他カリブ諸国にプロジェクト活動の情報を共有する。

2.1 MPA/MMA 管理組織を強化する。

2.2 漁民に MAP/MMA 管理に係るトレーニングを実施する。

2.3 漁業管理計画を策定する。

2.4 行政とともに人工漁礁を設計、生産及び設置する。

2.5 ポストハーベストハンドリング手法を開発する。

2.6 高付加価値製品の商品を開発する。

2.7 マーケティング戦略を開発する。

2.8 年2回プロジェクトの進捗状況をモニタリングする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・対象地域の漁民や漁民組織が本事業への参加に合意する。

(2) 外部条件

- ・漁民の参加へのモチベーションを阻害する海況（海水温、海流、自然災害、海藻漂着等）や漁況（漁獲量の状況等）が、プロジェクト期間中に長く続かない。

6. 評価結果

本事業は、カリブ島嶼国の開発課題・開発政策、並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、沿岸水産資源の漁民と行政による共同管理の強化を通じて同資源の保全と持続可能な利用に資するものであり、事業の実施を支援する必要性は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（CARIFICO、2013年～2018年）」の終了時評価では、各国において、プロジェクト活動を通じて能力向上が図られた人材や経験とノウハウが蓄積され、それをプロジェクトが積極的に媒介した結果、6か国間における相互協力が大いに推進されたことが、プロジェクト目標の達成の成功要因の一つと評価されている。

また、バヌアツ「豊かな前浜プロジェクトフェーズ2」（2011年～2014年）の終了時評価では、複数の取り組みや開発した方策（ツール）を効果的に機能させるための仕組み・工夫を複層的に構築したことが、プロジェクト目標の達成の成功要因と評価されている。

(2) 本事業への活用

- ・本事業においても、プロジェクト活動を通じて各国で蓄積された人材や経験、ノウハウなどをプロジェクトが媒介となって6カ国間における相互協力を推進することとする。
- ・プロジェクトにおける様々な取り組みや、開発される方策を効果的に機能させるための仕組み・工夫を複層的に構築していくこととする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内 ベースライン調査
事業完了 3 年後 事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

(a) 相手国にとっての特徴

SDG14にも資する、沿岸水産資源の保全と管理の具体的事例を形成する協力として位置づけられる。

(b) 日本にとっての特徴

海洋保護区（MPA）管理に日本発の環境保全・資源管理概念である里海概念を導入することを目指した協力として位置づけられる。

(2) 広報計画

プロジェクト HP の立ち上げ、ニュースレター発行等によりパイロット活動で得られた沿岸水産資源の保全と管理のよい事例や、同取り組みに係る地域間協力について発信していく。また、これらの情報をカリコムホームページでも同時に掲載することで国際社会により広く発信していく。

以上